

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	消費者安全調査委員会(仮称)の設置	
担当部局	消費者安全課	電話番号:03-3507-9127
評価実施時期	平成24年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(規制の目的) 消費者安全法の改正により消費者安全調査委員会(仮称)(いわゆる8条機関)を設置し、生命・身体分野の消費者事故等の原因を究明し、再発・拡大防止の知見を得るための事故調査を行うために必要な権限を設ける。なお、当該権限は調査を実施するために必要な限度において行使するものである。</p> <p>(規制の内容) 消費者安全調査委員会(仮称)は、生命・身体被害分野の消費者事故等の発生・拡大の防止及び消費者事故が発生した場合における被害の軽減を図るために当該事故等の原因を究明する必要がある場合、必要な限度において、報告徴収、立入検査、質問、物件提出・留置、物件保全・移動禁止、現場立入禁止の処分をすることができる。</p> <p>(規制の必要性) 消費者安全調査委員会(仮称)が調査等を行う場合、通常、任意で調査を行うが、事故の原因関係者等の任意の協力が得られない場合等においては、事故原因の究明、再発・拡大防止の知見を得るための事故調査を行うため、当該調査権限を行使する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消費者安全法
想定される代替案	各事業所管省庁において分野ごとに行っている行政処分を前提とした調査とは別に事故調査のための当該規制の権限を規定し、各事業所管省庁がこれを行行使する独立した体制(例えば、審議会等)を整備するとともに、事業所管省庁から独立した第三者が、事業所管省庁から独立した視点で、消費者安全の確保のために、事業所管省庁が行った調査結果を検証する体制を整備することが必要になるが、こうした体制の整備の実現は困難であり、同様の行政目的を達成しうる代替案はおおよそ想定し難い。	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	事故等調査における物件提出については、規制を受ける者の負担となるが、事故品であることが想定されるため、物件本来の財産的価値を保っていると考えにくい。	
(行政費用)	消費者安全調査委員会(仮称)が行う調査等は、通常、任意で行うものと考えており、その場合には規制の費用は発生しない。また、事故の原因関係者等の任意の協力が得られない場合については、調査権限を行使することになるが、事故調査を行うための体制や予算が規制の行使にも活用できる。	
(その他の社会的費用)	特に想定されない。	
規制の便益	便益の要素	
	消費者安全調査委員会(仮称)が、生命・身体分野の消費者事故等の原因を究明し、さらにその結果を踏まえて、再発・拡大防止のための提言等を行い、消費者庁を始め、関係行政機関が適切な施策・措置を講じることにより、同種・類似の消費者事故の再発・拡大防止が図られることが期待される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本法の改正により、これまで原因究明、再発・拡大防止の対応が十分ではなかった消費者事故等について、消費者安全調査委員会(仮称)が、生命・身体分野の消費者事故等の調査結果を踏まえて、再発・拡大防止のための提言等を行い、消費者庁を始め、関係行政機関が適切な措置を講じることにより、同種・類似の消費者事故の再発・拡大防止が図られることが期待される。 消費者安全調査委員会(仮称)の設置により、人件費や事故調査のための費用が発生するが、当該機関による事故調査は、これまで、おおよそ何ら対応が取られてこなかった消費者事故等を未然に防止することにつながり、結果として便益が費用を上回ると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	有識者等からなる「事故調査機関の在り方に関する検討会」を平成22年8月に消費者庁に立ち上げ、平成23年5月に取りまとめた。本件はその取りまとめを踏まえたものである。また、当該取りまとめ及び調査体制の整備については消費者委員会の調査審議を経ているものである(平成23年6月及び10月)。	
レビューを行う時期又は条件	消費者安全法の一部を改正する法律のうち、本規制に係る規定の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	特になし。	